

HELLO WORK information 3

月刊

ハローワーク宇佐

宇佐公共職業安定所広報
2024年3月号

contents

- ① 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加 P1
- ② 障害者の法定雇用率の引上げなどについて P2
- ③ 雇用関係助成金を電子申請しませんか？ P2
- ④ 2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されます P3
- ⑤ セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ P3
- ⑥ 労働市場の状況（管内の求人・求職） P4

●ハローワーク宇佐

〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1
宇佐合同庁舎 1階
☎0978-32-8609
開庁時間：8：30～17：15（月～金）
（祝日、年末年始は休み）

●豊後高田市ふるさとハローワーク

〒879-0628 豊後高田市新町 1007-4
豊後高田市勤労青少年ホーム内
☎0978-22-2342
開庁時間：9：30～17：00（月～金）
（祝日、年末年始は休み）

※職業の相談・紹介のみ取り扱っています。

1

《事業主の皆さまへ》

求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されます

職業安定法施行規則の改正により2024（令和6）年4月1日以降、ハローワークに求人申込を行う場合は、求人票に以下の①～③の明示をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

採用後、将来の配置転換など雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には「仕事の内容」欄に**変更後の業務**を明示してください。採用後に業務内容の変更する予定がない場合は**変更範囲：変更なし**と明示してください。

| |
|--|
| 職種： 介護員 |
| 仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いたします。 〈主な業務〉 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります 変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員 <small>（最大30文字）</small> |

※「変更の範囲」とは雇入れ直後だけでなく将来の配置転換など今後の見込みも含めた締結する労働契約期間中での変更の範囲のことです。

② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、「転勤の可能性」欄の「1. あり」に○をした上で、**転勤範囲**を明示してください。

| | |
|------|--|
| | <input type="checkbox"/> 事業所在地に同じ <input checked="" type="checkbox"/> 登録済の就業場所に同じ <input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当 |
| 就業場所 | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町3番地 最寄り駅(〇〇線 〇〇 駅)から[徒歩・車]で(10 分) 就業場所に関する特記事項： 従業員数：就業場所(22人)うち女性(12人)うちパート(14人) 転勤の可能性： 1. あり(転勤候補対策の内訳：屋内外機 喫煙室設置) 2. なし(喫煙可) 3. その他 転勤候補対策 転勤候補対策に関する特記事項： マイカー通勤 <input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。 転勤の可能性 1. あり <input checked="" type="checkbox"/> 2. なし <input type="checkbox"/> A事業所、B事業所 |

③ 有期労働契約を更新する場合の基準 ※

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は、「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実でない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

| | |
|----------|--|
| 雇用期間 | 1. 定めなし 2. 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 年 月 |
| 契約更新の可能性 | 1. あり(原則更新) 条件付きで更新あり 2. なし (契約更新の条件：会社が定める能力評価により判断 (通算契約期間上限4年/更新回数上限3回)) |

■原則更新の場合は次のように明示ください。
有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限あり
「求人に関する特記事項」欄に
更新上限：有 (通算契約期間●年/更新回数▲回)
※更新上限がない場合にその旨を記入する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は次のように明示ください。
「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載
有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限あり
「契約更新の条件」欄に
更新上限：有 (通算契約期間●年/更新回数▲回)
※更新上限がない場合にその旨を記入する必要はありません。

詳しくはハローワーク宇佐 求人係
までお問合せください。 ☎ 0978-32-8609

2 《事業主の皆さまへ》 障害者の法定雇用率引上げなどについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。
この法定雇用率の引上げなどについてお知らせいたします。

POINT 1 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

- ▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には以下の義務があります。
 - 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
 - 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

| 法定雇用率 | 令和5年度 | 令和6年4月 | 令和8年7月 |
|------------|---------|---------|---------|
| 民間企業の法定雇用率 | 2.3% | 2.5% | 2.7% |
| 対象事業主の範囲 | 43.5人以上 | 40.0人以上 | 37.5人以上 |

POINT 2 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

- ▶ 精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)
 - 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく1カウントとして算定できるようになりました。
- ▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)
 - 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

| 週所定労働時間 | 30h以上 | 20h以上30h未満 | 10h以上20h未満 |
|---------|-------|------------|------------|
| 身体障害者 | 1 | 0.5 | — |
| 重度 | 2 | 1 | 0.5 |
| 知的障害者 | 1 | 0.5 | — |
| 重度 | 2 | 1 | 0.5 |
| 精神障害者 | 1 | 0.5* | 0.5 |

*精神障害者である短時間勤務職員は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、当分の間、1人をもって1人とみなします。

障害者雇用に関するお問合せ ハローワーク宇佐 障害者雇用担当まで ☎0978-32-8609

3 《事業主の皆さまへ》 雇用関係助成金を電子申請しませんか？

～電子申請が行える雇用関係助成金の対象が拡大され、より使いやすくなりました～


雇用関係助成金ポータルで電子申請可能に

| | | | | |
|---|--------------------------------|------------------------------|------------------------------------|---|
| 〈雇用維持〉 ・雇用調整助成金 | 〈在籍型出向支援〉 ・産業雇用安定助成金 | 〈再就職支援〉 ・労働移動支援助成金 | 〈転職・再就職拡大支援〉 ・中途採用等支援助成金 | 〈雇入れ〉 ・トライアル雇用助成金 ・地域雇用開発助成金 |
| 〈雇用環境の整備〉 ・人材確保等支援助成金 ・通年雇用助成金 ・キャリアアップ助成金※ | | | 〈仕事と家庭の両立支援〉 ・両立支援等助成金 | 〈人材開発支援〉 ・人材開発支援助成金 |

社会保険労務士や代理人による申請にも対応しています。紙の申請と他の電子申請※も引き続きご利用いただけます。 ※e-Gov 電子申請


電子申請の3つのポイント

Point 1 利便性の向上



来所が不要であるため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。

Point 2 負担の軽減



一度入力した情報の一部は繰り返し自動で反映させることができます。

Point 3 いつでも使える



窓口が閉まっている時間でも、いつでも申請・申請状況の確認ができます。
※メンテナンス時間を除きます

電子申請にはGビズIDの申請・取得が必要です

GビズIDとは？

1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。GビズIDの詳細・取得はコチラ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

注意 GビズID エントリーでは雇用関係助成金ポータルをご利用いただけません。



【お問合せ先】
大分労働局
大分助成金センター
☎ 097-535-2100

《事業主の皆さまへ》

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の

4

2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されます

時間外労働の上限規制については、2019（平成31）年4月から施行されています。

2024（令和6）年4月から建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります。

特設サイトやパンフレットなどで上限規制を再確認し、長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。



5

《求職者の皆さまへ》

セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 **事前申込み**

3/26(火)

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、専門講師によるセミナー（定員8名）
【申込み】ハローワーク宇佐まで

看護職の就業相談 **当日受付**

3/13(水)

10:00~12:00

ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供 【問】大分県看護協会 大分県ナースセンター ☎097-574-7136

福祉のしごと相談会 **当日受付**

3/12・26(火)

10:00~12:00

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供
【問】大分県福祉人材センター ☎097-552-7000

おおいたサポステ出張相談会 **事前予約**

3/7・21(木)

11:00~16:00

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート（15~49歳対象）【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

心理カウンセリング **事前予約**

3/5・12・19・26(火)

①14:15~ ②15:30~

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク宇佐まで

事業所ミニ説明会 **当日参加**

**3/19(火)
3/7・14・21・28(木)**

9:00~12:00 13:00~16:00

予約不要、応募書類（履歴書等）不要、入退室自由。事業所から直接話を聞くことができるよい機会です。参加事業所はハローワークで確認できます。

6

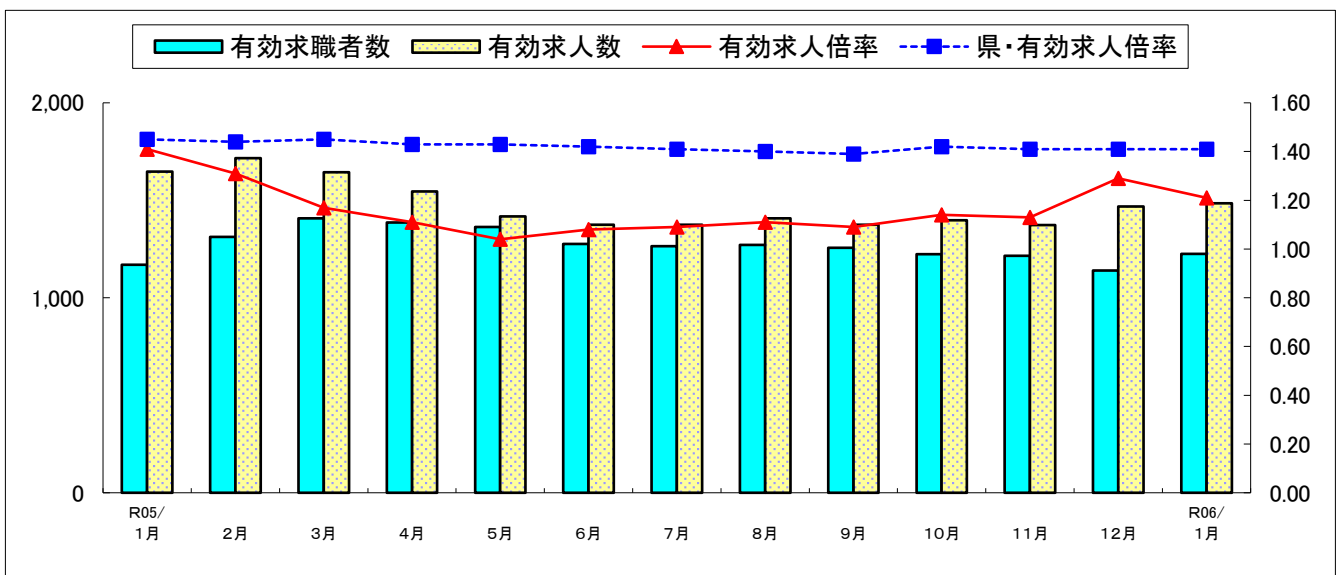
労働市場の状況（管内の求人・求職）

【令和6年1月】

| 項目 | | 年月・増減率 | 今月 | 前月 | 前年同月 | 対前年同月増減率(%) | |
|--------|-------------|----------|-------|-------|-------|-------------|--------|
| 職業紹介関係 | 新規求職申込件数 | | 366 | 228 | 376 | ▲ 2.7 | |
| | 月間有効求職者数 | | 1,226 | 1,140 | 1,169 | 4.9 | |
| | 新規求人数 | | 588 | 553 | 555 | 5.9 | |
| | 月間有効求人数 | | 1,484 | 1,469 | 1,648 | ▲ 10.0 | |
| | 就職件数 | | 124 | 100 | 123 | 0.8 | |
| | 有効求人倍率(管内) | | 1.21 | 1.29 | 1.41 | ▲0.20p | |
| | 有効求人倍率(大分県) | | 1.41 | 1.41 | 1.45 | ▲0.04p | |
| | 有効求人倍率(全国) | | 1.27 | 1.27 | 1.35 | ▲0.08p | |
| | 高齢 (注) | 月間有効求職者数 | | 294 | 278 | 284 | 3.5 |
| | | 月間有効求人数 | | 221 | 217 | 240 | ▲ 7.9 |
| | | 常用有効求人倍率 | | 0.75 | 0.78 | 0.85 | ▲0.10p |
| パート | 月間有効求職者数 | | 565 | 524 | 549 | 2.9 | |
| | 月間有効求人数 | | 597 | 574 | 689 | ▲ 13.4 | |
| | 有効求人倍率 | | 1.06 | 1.10 | 1.26 | ▲0.20p | |
| 雇用保険関係 | 資格決定件数 | | 80 | 57 | 83 | ▲ 3.6 | |
| | 受給者実人員 | | 323 | 318 | 315 | 2.5 | |
| | 資格取得者数 | | 240 | 230 | 220 | 9.1 | |
| | 資格喪失者数 | | 360 | 285 | 302 | 19.2 | |
| | うち事業主都合離職者 | | 22 | 9 | 2 | 1000.0 | |

注)高齢者とは55歳以上65歳未満の者の数となります。

- 1月の有効求人倍率は**1.21倍**となり、前年同月比で**0.20P減少**しました。
- 新規求職者数は対前年同月比**2.7%減少**し、新規求人数は**5.9%増加**しました。
- 月間有効求職者数は対前年同月比**4.9%増加**し、月間有効求人数は**10.0%減少**しました。
- 新規求人数を産業別に対前年比で見ると、建設業(+22.1%)、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業(+77.8%)、サービス業(+210.0%)で増加し、製造業(▲14.2%)、情報通信業、運輸業・郵便業(▲60.0%)、医療・福祉(▲0.9%)で減少しました。



| | R05/1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | R06/1月 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 有効求職者数 | 1,169 | 1,312 | 1,408 | 1,386 | 1,364 | 1,277 | 1,265 | 1,271 | 1,257 | 1,224 | 1,216 | 1,140 | 1,226 |
| 有効求人数 | 1,648 | 1,716 | 1,644 | 1,545 | 1,417 | 1,374 | 1,375 | 1,407 | 1,374 | 1,398 | 1,373 | 1,469 | 1,484 |
| 有効求人倍率 | 1.41 | 1.31 | 1.17 | 1.11 | 1.04 | 1.08 | 1.09 | 1.11 | 1.09 | 1.14 | 1.13 | 1.29 | 1.21 |
| 県・有効求人倍率 | 1.45 | 1.44 | 1.45 | 1.43 | 1.43 | 1.42 | 1.41 | 1.40 | 1.39 | 1.42 | 1.41 | 1.41 | 1.41 |

※パートを含む全数。 ※県の有効求人倍率は、季節調整値(令和5年12月以前の値は、新季節調整値に改定されています。)